B　have the Grade A , Grade B or Grade C qualification during fiscal 2023 in the Kanto・Koshinetsu area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

C　not be currently under a suspension of business order as instructed by Director.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　30 August, 2023

⑻　Contact point for the notice : SHIRASAWA Yuki, Procurement 1 Clerk, The Open University of Japan Foundation, 2―11 Wakaba Mihama-ku Chiba-shi Chiba-ken 261―8586 Japan, TEL 043―298―4230

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和５年７月６日

契約職　国立研究開発法人土木研究所
寒地土木研究所所長　竹内　正信

◎調達機関番号　809　◎所在地番号　01

１　掲載日　令和５年５月９日（号外政府調達第84号）

２　訂正内容　15ページ１段目３⑷中「令和５年７月５日」を「令和５年７月19日」に、３⑸中「令和５年７月６日」を「令和５年７月20日」に、３段目５⑻中「5, July」を「19, July」に、訂正します。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

令和５年７月６日

契約責任者

日本郵政株式会社　専務執行役　山代　裕彦

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

令和５年５月30日付（号外政府調達第99号27ページ）掲載の入札公告「オートデスク社製ＣＡＤソフトのサブスクリプション更新等の調達」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、技術提案を共有化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子調達システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

令和５年７月６日

支出負担行為担当官
福島地方環境事務所長　関谷　毅史

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　07

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

１）令和５年度中間貯蔵家屋等解体工事（その１）

２）令和５年度中間貯蔵家屋等解体工事（その２）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　工期　契約締結日の翌日から令和８年２月27日まで

⑸　工事場所

１）福島県双葉郡大熊町及び双葉町地内

２）福島県双葉郡大熊町及び双葉町地内

⑹　工事実態形態

１）本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）（ＷＴＯ対象）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

２）総価契約単価合意方式の適用　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

３）本工事の「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第16版改訂版）令和５年４月環境省」に定める福島地方環境事務所特別調査単価（以下「特調単価」という。）については、環境省福島地方環境事務所６Ｆ閲覧コーナー及びホームページにおいて「環境省福島地方環境事務所が定める資材一覧」で閲覧が可能である。

４）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

５）本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休２日」を確保した施工を実施する「週休２日制工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休２日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。

６）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

７）本工事は、資料の提出、入札等を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象工事である。

電子調達システム（ＧＥＰＳ）によりがたい者は、支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

８）本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。

９）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価に加点を行う工事である。

２　競争参加資格

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下、「提案書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、福島地方環境事務所から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年１月６日付け環境会第９号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑷　環境省における令和05・06年度工事種別「土木工事」又は「建築工事」に係る「Ａ」等級の競争参加資格の認定を受けていること。なお、特定建設工事共同企業体においては、工事を分担する全ての構成員が「土木工事」又は「建築工事」に係る「Ａ」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。また、「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）（以下、「会社更生法」という。）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）（以下、「民事再生法」という。）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（前項の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　単体企業及び共同企業体の代表者は、平成23年度から本工事の公告日までの間に、元請けとして完成・引き渡した下記の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

１）環境省における中間貯蔵施設に関する工事の実績又は、除染特別地域内において国、地方公共団体が発注する建物等（仮設物を除く）の新設又は解体・撤去をその内容に含む工事の実績であること。

２）上記施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が国又は地方公共団体が発注した工事である場合で、工事成績評定点が65点未満のものでないこと。

⑺　単体企業にあっては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。共同企業体にあっては、すべての構成員が主任技術者等を本工事に専任で配置できることとし、全ての構成員の主任技術者等が次に掲げる基準を満足すること。なお、本入札説明書に記載の工事において申請できる主任技術者等は１名とする。（上記１⑵で記